



週刊 税のしるべ

第3672号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

会計検査院がSO利益の申告漏れ指摘	2面
税務調査等にオンラインツール利用	2面
調査査察部長会議を開く	3面
幹部に聞く・山崎徴収部長	4面

103万円の壁見直し 年末めどで取りまとめ



就任後、初の記者会見に臨む高市首相
(出典：首相官邸ホームページ、編集部で加工)

高市政権が発足

自民党の高市早苗総裁が21日、衆参両院で首相に指名され、首相に就任した。高市氏の総裁就任後、これまで自民党とともに与党を構成してきた公明党が連立政権からの離脱を表明。これに代わって、日本維新の会が20日に自民党との連立政権の樹立で合意し、高市政権は自維連立政権となった。日本維新の会は閣僚を出さない閣外協力形の形となる。新政権の財務相兼金融担当相兼租税特別措置・補助金見直し担当相には片山さつき参院議員が就いた。

「103万円の壁」については、自民党と日本維新の会の連立合意を踏まえて、所得税の基礎控除等をインフレの進展に応じて見直すこととし、制度設計については令和7年の年末めどに取りまとめると述べた。

他方、自民党が参院選で掲げた国民1人当たり原則2万円の給付は、選挙で理解が得られなかったとして実施を取りやめ、物価高に際する国民の懸念に対応するための財源として使うと説明した。

自民党の連立相手が公明党から日本維新の会へと代わったものの、衆参ともに与党のみでは過半数に満たない状況が続く。予算案や法案の成立にはこれまでと同様に野党等の協力を得る必要がある。

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1770頁・定価6270円(税込)

7年 令和 法人税決算と申告の実務

「ミスをしたためのポイントとアドバイス」
法人税申告書を作成するために、日常の税務・会計処理及び決算に際して注意すべき事項や誤りやすい問題点等について、各種事例を豊富に取り入れ実務に即してわかりやすく解説。今回の改訂にあたっては、中小企業経営強化法制の拡充、新リース会計基準の導入に伴う整備、防衛特別法人税の創設等の令和7年度税制改正等に対応。

川瀬智広 編 ▼B5判・480頁・定価2420円(税込)

7年 令和 年末調整のしかた

特別付録 「年末調整の質問284に答える収録!!」
年末調整に必要なすべての事項をわかりやすく実務的に解説。ミスをしたためのポイント、注意事項、各種計算例、最新の様式による記載例等を盛り込んで詳解。今版は、所得税の基礎控除の見直し、特定親族特別控除などについて解説。特別付録「年末調整の質問284に答える」も巻末に収録。

和氣光 編著/北林隆明・齋藤文雄・高田真視・佐藤明弘・宮川博行 著 ▼B5判・900頁・定価4400円(税込)

8年 令和 消費税の実務と申告

インボイス制度における法人個人の申告書を正しく作成、インボイス制度のもと本書独自の内訳表や申告書付表、課税取引金額計算表等を用い、免税事業者等からの課税仕入れや控除対象外消費税の計算・申告を正しく行えるよう解説。新リース会計基準に伴う改正については経過措置を含めて解説したほか、輸出品販売場のリファンド方式への移行について概要を解説。

中村慈美 監修/曙橋税法研究会 編著 ▼B5判・520頁・定価3520円(税込)

7年 令和 中小企業税制

中小法人、中小企業者、みなし大企業等の定義と範囲について、図表を交えて分かりやすく解説し、その判定方法をフローチャートで示しながら、個別制度について、適用要件の詳細や実務上の誤りやすい留意点を解説し、各種別表・付表の記載例を具体的事例に基づいて示しています。令和7年度税制改正等を織り込み、最新の情報で改訂。

小林磨寿美・大野貴史 共著 ▼A5判・490頁・定価2750円(税込)

4訂版 中小会社における戦略的役員報酬と税務

中小同族会社については、現行の制度の中で、経済環境の変化に對してもフレキシブルな役員報酬制度の構築がどこまで可能か、税務面での影響を眺みながら、プランニングすることが重要です。本書は、中小会社における戦略的役員報酬制度の活用に関する実務必携書。今版では、前版(令和4年12月刊)以降の、実経済や税制等への対応を織り込み改訂。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL 03(3829)4141代 FAX 03(3829)4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
https://www.zaikyo.or.jp

自維連立合意

給付付き税額控除の制度設計を進める 政策効果の低い租税特別措置等は廃止

自民党(高市早苗総裁)と日本維新の会(吉村洋文代表)は20日、連立政権を樹立することと合意し、合意書を締結した。同合意には経済財政関連施策や社会保障政策、外交安全保障、政治改革など12の項目が盛り込まれている。これらのうち、税制に関するものが多く掲げられている経済

財政関連施策の内容を立させる。同施策の内容は次の通り。①ガソリン税の暫定税率廃止法案を令和7年臨時国会中に成立させる。②電気ガス料金補助をはじめとする物価対策を早急に取りまとめ、令和7年臨時国会において補正予算を成立に引き、早急に制度

設計を進め、その実現を図る。④租税特別措置および高額補助金について総点検を行い、政策効果の低いものは廃止する。そのための事務を行う主体として政府効率化局(仮称)を設置する。⑤飲食料品について2年間に限り消費税の対象としないことも視野に、法制化につき検討を行う。

また、21日に就任した高市首相の会見では、消費税については、転換を図るとの考えを盛り込んでおり、こうした考えをベースに設けられた内容とみられる。また、21日に就任した高市首相の会見では、消費税については、

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1770頁・定価6270円(税込)

7年 令和 法人税決算と申告の実務

「ミスをしたためのポイントとアドバイス」
法人税申告書を作成するために、日常の税務・会計処理及び決算に際して注意すべき事項や誤りやすい問題点等について、各種事例を豊富に取り入れ実務に即してわかりやすく解説。今回の改訂にあたっては、中小企業経営強化法制の拡充、新リース会計基準の導入に伴う整備、防衛特別法人税の創設等の令和7年度税制改正等に対応。

川瀬智広 編 ▼B5判・480頁・定価2420円(税込)

7年 令和 年末調整のしかた

特別付録 「年末調整の質問284に答える収録!!」
年末調整に必要なすべての事項をわかりやすく実務的に解説。ミスをしたためのポイント、注意事項、各種計算例、最新の様式による記載例等を盛り込んで詳解。今版は、所得税の基礎控除の見直し、特定親族特別控除などについて解説。特別付録「年末調整の質問284に答える」も巻末に収録。

和氣光 編著/北林隆明・齋藤文雄・高田真視・佐藤明弘・宮川博行 著 ▼B5判・900頁・定価4400円(税込)

8年 令和 消費税の実務と申告

インボイス制度における法人個人の申告書を正しく作成、インボイス制度のもと本書独自の内訳表や申告書付表、課税取引金額計算表等を用い、免税事業者等からの課税仕入れや控除対象外消費税の計算・申告を正しく行えるよう解説。新リース会計基準に伴う改正については経過措置を含めて解説したほか、輸出品販売場のリファンド方式への移行について概要を解説。

中村慈美 監修/曙橋税法研究会 編著 ▼B5判・520頁・定価3520円(税込)

7年 令和 中小企業税制

中小法人、中小企業者、みなし大企業等の定義と範囲について、図表を交えて分かりやすく解説し、その判定方法をフローチャートで示しながら、個別制度について、適用要件の詳細や実務上の誤りやすい留意点を解説し、各種別表・付表の記載例を具体的事例に基づいて示しています。令和7年度税制改正等を織り込み、最新の情報で改訂。

小林磨寿美・大野貴史 共著 ▼A5判・490頁・定価2750円(税込)

4訂版 中小会社における戦略的役員報酬と税務

中小同族会社については、現行の制度の中で、経済環境の変化に對してもフレキシブルな役員報酬制度の構築がどこまで可能か、税務面での影響を眺みながら、プランニングすることが重要です。本書は、中小会社における戦略的役員報酬制度の活用に関する実務必携書。今版では、前版(令和4年12月刊)以降の、実経済や税制等への対応を織り込み改訂。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL 03(3829)4141代 FAX 03(3829)4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
https://www.zaikyo.or.jp

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

https://shirube.zaikyo.or.jp

税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03(3829)4141(代)
FAX 03(3829)4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1770頁・定価6270円(税込)

7年 令和 法人税決算と申告の実務

「ミスをしたためのポイントとアドバイス」
法人税申告書を作成するために、日常の税務・会計処理及び決算に際して注意すべき事項や誤りやすい問題点等について、各種事例を豊富に取り入れ実務に即してわかりやすく解説。今回の改訂にあたっては、中小企業経営強化法制の拡充、新リース会計基準の導入に伴う整備、防衛特別法人税の創設等の令和7年度税制改正等に対応。

川瀬智広 編 ▼B5判・480頁・定価2420円(税込)

7年 令和 年末調整のしかた

特別付録 「年末調整の質問284に答える収録!!」
年末調整に必要なすべての事項をわかりやすく実務的に解説。ミスをしたためのポイント、注意事項、各種計算例、最新の様式による記載例等を盛り込んで詳解。今版は、所得税の基礎控除の見直し、特定親族特別控除などについて解説。特別付録「年末調整の質問284に答える」も巻末に収録。

和氣光 編著/北林隆明・齋藤文雄・高田真視・佐藤明弘・宮川博行 著 ▼B5判・900頁・定価4400円(税込)

8年 令和 消費税の実務と申告

インボイス制度における法人個人の申告書を正しく作成、インボイス制度のもと本書独自の内訳表や申告書付表、課税取引金額計算表等を用い、免税事業者等からの課税仕入れや控除対象外消費税の計算・申告を正しく行えるよう解説。新リース会計基準に伴う改正については経過措置を含めて解説したほか、輸出品販売場のリファンド方式への移行について概要を解説。

中村慈美 監修/曙橋税法研究会 編著 ▼B5判・520頁・定価3520円(税込)

7年 令和 中小企業税制

中小法人、中小企業者、みなし大企業等の定義と範囲について、図表を交えて分かりやすく解説し、その判定方法をフローチャートで示しながら、個別制度について、適用要件の詳細や実務上の誤りやすい留意点を解説し、各種別表・付表の記載例を具体的事例に基づいて示しています。令和7年度税制改正等を織り込み、最新の情報で改訂。

小林磨寿美・大野貴史 共著 ▼A5判・490頁・定価2750円(税込)

4訂版 中小会社における戦略的役員報酬と税務

中小同族会社については、現行の制度の中で、経済環境の変化に對してもフレキシブルな役員報酬制度の構築がどこまで可能か、税務面での影響を眺みながら、プランニングすることが重要です。本書は、中小会社における戦略的役員報酬制度の活用に関する実務必携書。今版では、前版(令和4年12月刊)以降の、実経済や税制等への対応を織り込み改訂。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL 03(3829)4141代 FAX 03(3829)4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
https://www.zaikyo.or.jp

SOの利益 申告漏れの可能性を指摘

会計検査院

会計検査院は20日、譲渡制限付無償ストック・オプションによる利益について、申告漏れが生じている恐れがあるとの検査結果を公表した。令和3、4年の2年間で、税制適格ストック・オプションにおいて約19億円(116人)が譲渡所得として申告されていない、税制非適格ストック・オプションにおいて約42億円(34人)が給与収入等として適切に計上されていない蓋然性が高いとしている。原因としては、無申告等の可能性がある納税者情報を国税庁が十分に活用できていないとした。国税庁は検査院の指摘を受け、すでに改善処置を講じている。納税者情報を有効活用する方法などを定め、7年8月に事務連絡を发出し、各税務署等に周知している。

納税者情報を十分に活用できていない

国税庁 改善策は処置済み

税制適格ストック・オプションでは、特定株式の管理をしている金融商品取引業者等は、権利行使や譲渡等が生じた場合、「特定株式等の異動状況に関する調査」を税務署長に提出する。国税庁では、この調査データを「特定株式等の異動状況に関する調査」を各税務署等に情報提供している。さらに、各税務署等に情報提供がなされた場合、各税務署等が提出された申告書等が提出されない場面に於いて、申告書の提出状況を確認し、申告書の提出が確認できない場合は、申告書の提出を促すことを行っている。また、各税務署等は、選定した申告書等に記載した「対象者リスト」を作成して、各税務署等に情報提供している。さらに、各税務署等は、申告書の提出状況を確認し、申告書の提出が確認できない場合は、申告書の提出を促すことを行っている。また、各税務署等は、選定した申告書等に記載した「対象者リスト」を作成して、各税務署等に情報提供している。さらに、各税務署等は、申告書の提出状況を確認し、申告書の提出が確認できない場合は、申告書の提出を促すことを行っている。

e-Tax利用率 相続税 13ポイント増の50%に

キャッシュレス納付割合は45%

国税庁は20日、「令和6年度におけるオンライン(e-Tax)の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたもの」は同3.9ポイント増の67.7%、所得税申告は同4.8ポイント増の74.1%、相続税申告は同13.2ポイント増の50.1%で、法人税の添付書類を含めたALL e-TAX(主要な別表に加え、財務諸表等

の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたもの)は同3.9ポイント増の67.7%、所得税申告は同4.8ポイント増の74.1%、相続税申告は同13.2ポイント増の50.1%で、法人税の添付書類を含めたALL e-TAX(主要な別表に加え、財務諸表等

増加している。各申告等の8年度末のe-Tax利用率の目標は54%とされている(10月20日号3面参照)。

6年度のe-Tax及びキャッシュレス納付の利用は順調に拡大しており、これまでの実績を踏まえ、一部の8年度末までの目標値を上方修正している。また、同庁は10年1

年度末の目標は54%とされている(10月20日号3面参照)。

の見込額の算出に必要な所得率が算出できないことから、見込額が記載されておらず、記載されていない場合の申告確認について、国税庁は対応方針を明確にしていなかった。その90人のうち76人は、対象者リストによる情報提供が行われていなかったため、実地調査等の接触により申告書等が提出された3人を除く73人は、税制適格ストック・オプションに係る特定株式の譲渡等を行っているのに譲渡所得として申告していないままとなっている蓋然性が高い状況となっていた。

また、国税庁は、各税務署等に申告確認対象者を選定した結果について報告させていたが、申告確認を実施したかどうかやその後の状況までは報告させていなかった。検査院が調査した対象者リスト1064人のうち90人は、譲渡所得

て、PDF形式に加え、JPEEG(JPG)形式での提出を可能とするほか、送信可能なデータ容量を1送信当たり最大100メガバイト程度に拡大する。全法連が高知で全国大会を開催

公益財団法人全国法人会総連合(斎藤保会長)は16日、高知県立県民文化ホールで、第41回法人会全国大会(高知大会)を開催したII写真。

公益財団法人全国法人会総連合(斎藤保会長)は16日、高知県立県民文化ホールで、第41回法人会全国大会(高知大会)を開催したII写真。



第41回法人会全国大会 高知大会

国家戦略特区法に基づく「特区民泊」を推進してきた大阪市が、新規受付を停止することを決めた。騒音やごみ出しのトラブルが後を絶たず、昨年度、苦情が約400件寄せられたという。同市はインバウンド需要に対応するため、2016年に特区民泊を導入。国内の約9割を占める施設が集中している。大阪・関西万博開催中には、14階建ての新築マンション1棟(212戸)を丸ごと特区民泊として営業する物件も登場した。特区民泊の増加は宿泊税の増収や、空き家の活用、地域活性化にもつながり、観光客だけでなく地域住民にとってもメリットをもたらしていた。インバウンド需要を取り込みながら、住民の生活をどう守るのか。課題を減らしながら事業運営ができるような制度・体制を早急に整えてほしい。(M)

八面鏡

結。令和8年度税制改正に関する提言の報告や会員増強表彰などが行われ、令和6年の会員増強部門において高知県連が全国1位を達成し表彰された。

大会宣言では、国家的課題である財政健全化、とりわけコロナ対策費の償還財源や金利上昇に伴う国債の利払い費増加への懸念など、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることの重要性を訴えた。このほか、深刻化

する人手不足やトランプ関税の影響など、中小企業の経営環境が不透明な中、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めた。

なお、式典前に記念講演を開催し、元ローソンジャパン社長の都築富士男氏が「変化の時代の経営・危機をチャンスに」をテーマに講演を行った。

四国の菓子
四国へ来て
四国を語る
名物かまどの味

ホームページ
<https://www.kamado.co.jp>
ネットショップ
<http://www.kamado.jp>

～なみを超えろ～

檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

調査等でオンラインツールを利用

国税庁 概要や利用の流れを公表

国税庁はこのほど、税務調査等においてオンラインツールを利用する旨を発表した。令和7年9月以降、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるガバメントソリューションサービス(GSS)を順次導入しており、GSSにおいて提供されるオンラインツールであるインターネットメール、Web会議システム(Microsoft Teams)、オンラインストレージサービス(Print Drive)及びアンケート作成ツール(Microsoft Forms)を必要に応じて業務利用するとしている。7年10月より金沢国税局・福岡国税局において利用を開始しており、その他の国税局においても順次利用を拡大するとしている。

オンラインツールの利用については、国税庁ホームページで取組の概要やオンラインツール利用の流れ、税務調査等における利用などが示されている。オンラインツールには、①税務署等職員と利用者の間にメールを利用、②大容量データの送受信にオンラインストレージサービスを利用、③税務署等職員との打ち合わせにWeb会議を利用、④アンケート

を利用する。これらの利用方法を示した手順書も掲載されている。

オンラインツールの利用については、税務署及び国税局の担当者や利用者双方の合意の下で利用される。オンラインツールのうち、メール、Web会議システム、オンラインストレージの利用に当たっては、税務署等の担当者から利用者に対して、利用に関する意思確認を行い、利用を希望する場合は、「オンラインツールの利用に関する同意事項」の内

容に同意し、使用するメールアドレスなど所定の事項を登録する必要があるとしている。税務調査等では、必要に応じてオンラインツールを利用するとしており、オンラインツール

の利用を希望した場合であっても、国税当局の判断により、対応面での税務調査等を実施する必要があるとしている。なお、オンラインツールは、税務調査のほ

か、行政指導、滞納整理及び査察調査等でも必要に応じて利用するとしており、Web会議システムについては、滞納整理及び査察調査以外で利用するとしている。

今年度は酒米を確保できていないも来年以降は不安という声もあるなど、厳しい現状が浮き彫りになった。こうした各局の発言を踏まえ、同庁は、令和8年度概算要求において「米関税措置への対応強化及び酒米の不足や価格高騰に対応した酒蔵支援強化に必要な経費」を事項要求しているほか、米国向け輸出や輸出先多角化へのさらなる支援や、自治体に対する「重点支援交付金」による

酒類監理官会議を開催

国税局 酒米不足の影響など報告

国税庁は9月29日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局酒類監理官会議を開催した。

会議では、現下の酒類行政において大きな課題となっている「米関税措置の影響」と「酒米の不足及び価格高騰」に関して議論を行い、各局から把握している事業者の状況等について多くの意見が

あつた。米関税措置の影響については、「現時点では米関税の影響はない」といった事業者の声が多かった一方、清酒の輸出が多い地域の事業者の中には、「8月の輸出量が対前年比で半減した。また、米関税発動(8月)後は受注が鈍り、10月以降の輸出に係る受注が対前年比で減少

した」との声もあつた。酒米の不足及び価格高騰の影響については、「酒米の主要産地でない都道府県の中には、他県から購入しなくてはならないため、酒米の確保に苦慮している県もある」との発言のほか、「酒造好適米の仕入額は前年比で高騰しており、掛米等に使用する加工米の価格も2倍程度となっている」「農家の酒米作

りから主食用米作りへの転作の傾向が続くこととも考えられるため、

する方向で検討を行っている。デジタル化による査察の現場での影響は非常に大きいと、将来的な犯罪調査手続のデジタル化を見据えた査察事務の効率化・高度化について、同庁から説明があつた。

KSK2導入後の調査等を議論

調査部長会議 査察事務のデジタル化を推進

国税庁は7、8日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局調査査察部長会議を行った。

調査課関係では、「調査課の役割を踏まえた事務運営の推進」「調査部におけるDXの推進」「国際課税における課題への対応」「KSK2・GSS導入後の調査等の事務運営」などについて議論。査

察課関係では、「国際化への対応」「査察事務におけるデジタル化の取組推進」「将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるための人材等に関する取組推進」について議論した。

まず、調査課関係の「調査課の役割を踏まえた事務運営の推進」では、「リスク・ベネ

フィット」の基本方針の下、調査課の役割を踏まえた事務運営を一層推進していくことを確認。①租税回避行為、②海外への所得移転、③不正計算、④消費税を重点的に取り組むべき分野として積極的に取り組んでいくための評価指標の運用を令和6事務年度から本格的に実施しており、1年間効果的に用いられたかど

うかなどについて各局間で意見を交換し、運用方針及び調査事務に係る取組方針を議論した。

また、成長分野に関する課題の対応については、課税リスクを見据え積極的に情報収集を行い、その情報を組織全体に還元することとともにリスク管理を

見直し、より高度である調査を行うっていく方針だ。「KSK2・GSS導入後の調査等の事務運営」では、KSK2・GSSの導入後も、

現在運用している「法人情報管理統合システム」(税務リスクに応じた接触方法や、調査する上での重点項目を絞り込むリスク評価システム)をしっかりと稼働させ、同システムのユーザビリティをいかに上げていくかについて同庁から説明があつた。

他方、査察課関係では、「国際化への対応」について議論。租税条約等に基づく情報交換の取組を強化することとしており、各局が取組状況等について意見を交

換した。「査察事務におけるデジタル化の取組推進」では、GSSやKSK2の導入について同庁が説明。国税犯罪調査手続については、7年度税制改正大綱の中で、「8年度税制改正において、刑事手続のデジタル化の一体性に配慮しつつ、国税犯罪調査手続のデジタル化に対応するための制度の検討について結論を得る」とされたことから、これまで書面で行ってきた各種犯罪調査手続をデジタル化

このほか、将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるための基盤となる人材に関する取組など今後推進すべき中長期的な取組等について、各局と意見交換を行った。

「国際課税における課題への対応」では、

「国際課税における課題への対応」では、

「国際課税における課題への対応」では、

「国際課税における課題への対応」では、

「国際課税における課題への対応」では、

「国際課税における課題への対応」では、

「国際課税における課題への対応」では、

「国際課税における課題への対応」では、

「国際課税における課題への対応」では、

「国際課税における課題への対応」では、

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



土井 土井
窯焼き立てごはん
大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい DO PLUS ONE Kyoto SUINA室町店

NIPLA
各種切断砥石

N.P.S.

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)

国税庁の幹部に聞く

徴収部長 山崎 博之

やまさき・ひろゆき 平成元年国税庁入庁、8年秋田北税務署長、28年東京国税局調査第一部長、29年国税庁企画課情報技術室長、30年国税庁広報広聴室長、令和2年大阪国税局総務部長、3年国税庁個人課税課長、4年国税庁課税総括課長、6年熊本国税局長、7年7月から現職。

今事務年度の管理運営事務における取組についてお聞かせください。

Rに取り組んでおり、管理運営課では、特にキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。今事務年度は、特に、納付件数全体に占める割合が高く、キャッシュレス納付の利用メリットの大きい源泉所得税について、積極的な利用勧奨に取り組んでおり、国税当局と関係団体等の皆様が一つの目標を共有し、連携して取り組めるよう、「源泉所得税のキャッシュレス納付割合」の目標値(令和8年度までに36%を予定)を新たに設定しました。また、この目標を後押しするツールとして、令和7年3月に「キャッシュレス納付体験コーナー」を開設しております。この体験コーナーは、e-Taxによる徴収高計算書の作成から、



管理運営事務は、納税者の申告・申請等の情報の管理や国税の収納・還付に関する事務を所掌しています。これらの事務は納税者の権利や義務に直接影響を及ぼすものであるため、厳正かつ的確に事務処理を実施するのはもとより、社会全体の最適化に資するよう円滑な実施に努めています。現在、国税庁では、経済社会や技術環境が目まぐるしく変化する中、引き続き納税者の皆様からの理解と信頼を得ていくために、あるべき「税務行政の将来像」の実現に向けて、様々なDXやBP

源泉所得税 キャッシュレス納付が便利

データの送信、納付までの一連の手続を体験する中で、源泉所得税のキャッシュレス納付の利便性を実感していただけるもので、金融機関等の部内研修などに活用いただいています。キャッシュレス納付は、納税者にとって便利だけでなく、滞納の未然防止にもつながります。

AI等で徴収事務を効率化

滞納者への接触 可能性の高い方法を予測

す。例えば、ダイレクト納付の「自動ダイレクト」機能を利用いただくと、別途納付指図を行うことなく、法定納期限に自動で口座振替により納付できるの、納付忘れ防止になります。また、「予納ダイレクト」機能を利用いただくと、納期限前に、定期的均等額で分割納付をしたり、収入時期に応じて任意のタイミングで納付することができ、申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減できます。

また、滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情を十分に踏まえつつ、法令等に基づき、① 納税コールセンターにおいては、新規発生滞納事案を幅広く所掌して、早期かつ集中的に効果的・効率的な催告を実施し、② 国税局・税務署では、大口・悪質事案や処理困難事案に対して重点的に厳正的な滞納処分等を行うほか、③ 消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けた確実な処理を行うなどにより、適切に対応してまいります。

国際的な徴収回避に対しては、今後も国外送金等調査やCRS(共通報告基準)情報などにより国外財産を把握することにも、確実に租税条約等に基づく徴収共助を要請するなど、引き続き国際的な滞納事案に対する徴収に積極的に取り組んでまいります。



maruta

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋市長瑞穂区新開町2番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

LPGガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンバインド製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

組についてお聞かせください。

令和6年度の租税滞納状況については、徴収決定済額が増加(過去最高)したことを一因として、整理済額を上回る新規滞納が発生したこともあり、滞納整理中のものの額が、全税目で9714億円、前年度より437億円(4.7%)増加、消費税で3956億円、前年度より375億円(10.5%)増加しました。

こうした状況も踏まえ、当庁では、滞納の未然防止について、① チラシ、ホームページ

また、滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情を十分に踏まえつつ、法令等に基づき、① 納税コールセンターにおいては、新規発生滞納事案を幅広く所掌して、早期かつ集中的に効果的・効率的な催告を実施し、② 国税局・税務署では、大口・悪質事案や処理困難事案に対して重点的に厳正的な滞納処分等を行うほか、③ 消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けた確実な処理を行うなどにより、適切に対応してまいります。

国際的な徴収回避に対しては、今後も国外送金等調査やCRS(共通報告基準)情報などにより国外財産を把握することにも、確実に租税条約等に基づく徴収共助を要請するなど、引き続き国際的な滞納事案に対する徴収に積極的に取り組んでまいります。

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS

給食でおなじみ スタンダードヨーグルト コアコア

アレルギー 28品目不使用 アレルゲン 国産みかんゼリー

愛知ヨーグ株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 0568-77-3141
名古屋センター 名古屋市中区東区よもぎ台 1-1101 052-773-4911
小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 0568-71-4911
四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 059-347-4911
三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下 77-1 0533-95-4911
福岡営業所 福岡県大野城市御笠川 3-4-15 092-503-2151
熊本営業所 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847 096-283-3441
鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野 3-1192-9 099-229-4911
北陸営業所 石川県金沢市千木 1-85 076-257-3565
関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21 03-3526-3141
天翔 神田駅前ビル 6F 607
岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田 31-7 058-260-4911
京都営業所 大阪府茨木市横江 1-2-15 072-634-4911
長野営業所 長野県伊那市御園 2 0265-76-4939

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

64

前回説明したように、シャープ税制は、個人の資産移転(譲渡)について、それが有償であれ、無償(相続、贈与も含む。)であれ、当該資産に係るキャピタル・ゲインを精算課税(譲渡所得課税)することにした。

筆者は、新潟県の相続税は縁のなさを山で育ったが、小学生の頃、近所で葬式があると、「親父さんが亡くなって、相続税が大変だ」という話をよく聞かされたことがある。その後、税務職員になって、あのときの話は、「所得税のこと」と納付ができた。戦後の超インフレの後、農地も山林も暴騰していたであろうから、大黒柱が亡くなった上に、譲渡所得税が課されるのはさぞ大変であったことと思う。

しかし、このような譲渡所得課税は、国民感情にそぐわないこともあって、昭和27年の所得税法改正では、相続及び相続人に対する遺贈による資産の移転については、譲渡所得課税は行わないこととし、相続人又は受遺者に被相続人の取得価額を引き継がせ、実際に譲渡されたときまで課税の延期を図ることとした。

このような措置は、昭和29年の所得税法改正でも、包括遺贈にも適用されることとなり、昭和33年の所得税法改正では、相続人に対する死因遺贈にも適用されることになった。

次いで、昭和37年の所得税法改正では、一般の個人に対する遺贈・贈与及び低額譲渡については、贈与等した者が税務署長に対し、譲渡所得課税を受けない旨の書面を提出することにより、その課税を延期する措置が取られた。そして、昭和48年の所得税法改正では、この書面提出も不要となり現行のような制度となった。このような制度で留意すべきことは、個人間の無償による資産移転については、相続人、受益者等が、被相続人、贈与者等の取得価額を引き継ぐこととして、当該資産を譲渡したときに、

前所有者が得ていたキャピタル・ゲインもあわせ、譲渡所得課税されるという、課税の繰延べであるということである。

したがってこのような課税の繰延べが期待できない個人法人に対する無償贈与については、その段階で譲渡所得課税を行う必要があることになる。その規定が所得税法59条である。すなわち、所得税法59条1項は、次のように定められている。

「次に掲げる事由により居住者の有する山林(△略△)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合にはその者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額については、その事由が生じたときに、そのときにおける価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。

一、贈与(法人に対するものに限る。)
又は相続(限定承認に係るものに限る。)
若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

二、著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

二の「政令で定める額」は、「その資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額」である(所令169)。

このような規定に関し、実務上、最も問題となるのが非上場株式等を無償(低額)譲渡した場合の「その時の価額」の解釈である。この点に関しては、相続税及び贈与に係る財産評価基本通達(評価通達)が取引相場のない株式の「時価」の評価方法を詳細に定めているところ、所得税の実務においても、その取扱いを準用してきたところであるが、それを明確にしたのが、平成12年に設けられた所得税基本通達59-6である。

この通達が評価通達を準用する場合に、「同族株主」の判定を譲渡段階で行うこととしているのであるが、それを一層明確にしたのが最高裁令和2年3月24日判決である。このことは、シャープ税制以降の経緯に照らし当然のことである。ところが、最近、法人税基本通達が評価通達を準用する場合に、文理上そうならないが所得税と同じに扱うべきとする声を聞くが、本稿を参考にしていきたいものである。

戦後80年③～譲渡所得課税

所得税 必要経費を考える

基本講座

■税理士 日高 大開

4

別段の定め

「別段の定め」とは、その条項で定められている内容とは異なる趣旨の定めをいうものとされます。「別段の定め」が置かれているときは、「別段の定め」がその条項で定められたものとは異なる規定であることを前提に、その条項に優先して適用されることとなります。

所得税法第37条第1項及び第2項には、いずれも「別段の定めがあるものを除き」との文言がありますので、同各項で規定される必要経費とは別の取扱いとなる必要経費を定めた条項があることを示しています。必要経費の「別段の定め」は、所得税法に規定されるほか、所得税法第68条(各種所得の範囲及びその金額の計算の細目)の委任を受けて所得税法施行令に規定されるもの、また、租税特別措置法に規定される特例もあり、多数の規定が置かれています。

いずれの規定も、所得税法第37条に優先して適用されるのですが、必要経費に算入する時期や金額に違いがあったり、手続面に制約が課されるなど、一般的な必要経費とはその取扱いが異なります。例えば、親族に給料を支払うケースでは、その親族が同一生計であるか否かにより全く違った処理になるので

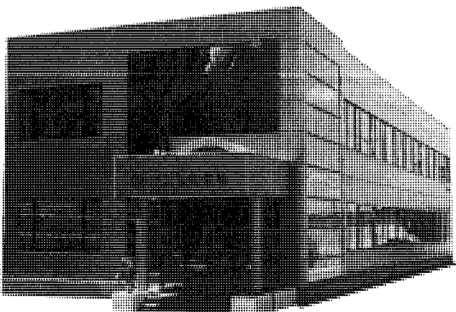
必要経費の別段の定めにも注意 通常と同様の処理で税負担増も

す。「別段の定め」があるにも関わらず、うっかり通常が必要経費と同様の処理をしてしまい、その後修正を余儀なくされ余分な税負担を求められたり、確定申告の際にその「別段の定め」を選択しなかったばかりに税の軽減適用を受けられなかったりするなど、所得金額(利益)だけでなく税額計算にも影響するので注意を払わなければなりません。

「別段の定め」を例示すると、以下のとおりです。

- (1) 所得税法に規定されるもの
 - 家事関連費等の必要経費不算入等(所法45)、所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入(所法46)、資産損失の必要経費算入(所法51)、貸倒引当金(所法52)、退職給与引当金(所法54)、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例(所法56)、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等(所法57)、事業を廃止した場合の必要経費の特例(所法63)、小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期(所法67)など
- (2) 所得税法施行令に規定されるもの
 - 特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入(所令167の2)、(資本的支出(所令181)、資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入(所令182の2)など
- (3) 租税特別措置法に規定される特例
 - 減価償却費の特例(措法10の2の2~15、19)、各種準備金等(措法21~24の3)、社会保険診療報酬の所得計算の特例(措法26)、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例(措法27)など

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

裁決事例集

260

裁決のポイント

修正申告の提出で納付すべきこととなった消費税等の額は、修正申告書を提出した日の属する年分の必要経費に算入されるとした事例。

審査請求人が消費税等の修正申告で新たに納付すべきこととなった消費税等の額を修正申告に係る課税期間と同一年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入して所得税等の修正申告書を提出したところ、原処分庁がその年に債務の確定しないものは必要経費に算入すべき金額から除かれており、当該年分の必要経費には算入されないとし、所得税等の更正処分をした。これに対し、請求人が原処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は、修正申告書を提出した日の属する年分の必要経費に算入されるとして請求人の主張を退けた(令和7年3月3日付、公表裁決)。

基礎事実等

請求人はコンクリート建造物の建設に使用する型枠の製造卸売業を営む個人事業者。税込経理方式を採用しており、令和2年分および3年分(本件各年分)の所得税等の各確定申告書、4年分の所得税等の確定申告書をいずれも法定申告期限までに提出していた。

また、請求人は令和2年課税期間および3年課税期間(本件各課税期間)の消費税等の各確定申告書、4年課税期間の消費税等の確定申告書をいずれも法定申告期限までに提出していた。

原処分庁の調査担当職員は5年10月16日、本件各年分および4年分の所得税等、本件各課税期間および4年課税期間の消費税等について調査を開始した。

編集部編

修正申告書提出で新たに納付する消費税額は同申告書提出年分の必要経費に

請求人は5年12月19日、原処分庁に本件各年分および4年分の所得税等に係る各修正申告書と本件各課税期間および4年課税期間の消費税等に係る各修正申告書を提出した。なお、本件各課税期間および4年課税期間の消費税等に係る各修正申告書の提出で、新たに納付すべき消費税等の額が増加し、本件各年分および4年分の所得税等の各修正申告書に、新たに納付すべき消費税等の額がそれぞれ対応する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されていた(新たに納付すべき消費税等の額のうち本件各年分に係るものをあわせて「本件各消費税額」、4年分に係るものを「4年消費税額」という)。

原処分庁は6年3月29日付で本件各年分の修正申告に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。また、6年6月14日付で本件各年分の所得税等の各更正処分をした。4年分の所得税等については、更正処分をしていない。

請求人の主張

事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき費用に係る債務の確定時期については、修正申告書を提出した時点で判断すべきであるが、「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」(本件個別通達)の7ただし書の定めや帳簿などのように債務が確定しなくても必要経費の算入を認めているものもあるため、本件各消費税額は本件各年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できる。原処分庁が4年分の所得税等について更正処分を行っていないことは、すなわち、4年消費税額を4年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できるとを自認していることとなるため、本件各消費税額についても、本件各年分の必

要経費に算入すべきである。

請求人の主張

本件各消費税額は本件各年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できない。

審判所の判断

請求人は、消費税等の修正申告により新たに納付すべきこととなった本件各消費税額について、事業所得の金額の計算上、債務の確定がなくても必要経費に算入される場合があることおよび本件各消費税額は、所得税法37条(必要経費)1項が規定する「その年中の総収入金額を得るために直接に要した費用」に該当する等として、本件各消費税額は、消費税等の修正申告に係る課税期間と同一年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべきである旨主張する。

しかしながら、本件各消費税額は所得税法37条1項に規定する「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」に該当すると解されるところ、同項は必要経費の算入時期について、債務の確定を要求しており、本件消費税額は、消費税等の修正申告書を提出したことにより納付すべきことが具体的に確定したといえ、請求人の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき時期は請求人が消費税等の修正申告書を提出した日の属する年分となる。したがって、本件消費税額は、消費税等の修正申告に係る課税期間と同一年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできない。



本書は、企業の経理担当者が、法人税申告書を作成するために、日常の税務・会計処理及び決算に際して注意すべき事項や誤りやすい問題点等について、各種事例を豊富に取り入れ実務に即してわかりやすく解説。法人税における重要事項をより詳しく体系的に理解するための解説書として、また、一連の決算事務のための実務書として幅広く活用できる必携書。

注目の一冊

法人税 決算と申告の実務 (令和7年版)

大蔵財務協会 編

今回の改訂にあたっては、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すための中小企業経営強化税制の拡充、新リース会計基準の導入に伴う法令及び通達の整備、防衛力強化に係る財源確保のための防衛特別法人税の創設及び外国関係会社に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)の見直し等といった令和7年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

各項目に「実務のポイント」「決算実務に対するアドバイス」を掲げてわかりやすく説明。法人税申告書を作成する際の「法人税申告書等のチェックポイント」も掲載。

B5判、1768ページ。定価6270円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-33829-4141、FAX03-33829-4001)。

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一二五五〇

ほう、そうきたか。
というアイデアで、
地球の未来を包むこと。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー 福助工業株式会社
福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

ふるさと納税 コロケな返礼品を探る

■編集部編 4

ふるさと納税の返礼品競争の激化に伴い、返礼品を発送する各自治体は他の自治体と差別化を図るため、趣向を凝らし、さまざまなタイプの返礼品を生み出してきてきた。その最新形が佐賀市や東京都渋谷区が行っている「ゲーム内アイテム」の提供かもしれない。

佐賀市は昨年10月、返礼品として市内にデバッグセンターやスタジオを置く(株)Cygamesのスマートフォン向けアニメRPG「プリンセスコネクト!Re:Dive」内で利用可能なゲームアイテムの提供を発表。寄附金額は1万2000円、3万6000円、6万円の3タイプで、それぞれガチャチケット、ゲームアイテム、限定称号を受け取ることができる。同市の坂井英隆市長の会見によると、受付開始から約1か月で858万円、177件の寄附があったという。今年8月からは第2弾の受付も始まった。

また、東京都渋谷区は区内に本社を置く(株)MIXIのスマホ向けゲーム「モンスターストライク」と「共闘

スマホ向けゲームのアイテムを提供 佐賀市や東京都渋谷区

ことばRPGコトダマン」内で利用可能なアイテムの提供を今年8月に開始した。同区によると、令和2年から渋谷ならではの体験や「コト消費」を中心とした返礼品を提供してきたが、本取組みはゲーム関連企業が集積する渋谷の特色を活かし、エンターテインメント分野から地域の魅力を発信するものだという。

渋谷区がゲーム内アイテムの提供の開始を発表した翌日の8月26日に村上誠一郎総務相の会見で、ゲーム内通貨は金銭と同じようなもので、返礼品として禁止されてきた金券や今年10月1日以降に禁止されるポイントの付与などと整合性が取れないのではと問う質問が出た。これに対し、村上総務相は「質問の返礼品は、スマホ向けゲームの中で利用可能なアイテムであると聞いている。渋谷区内でのゲームの開発により、過半の付加価値が区域内で生じているものとして渋谷区が提供しているものと承知している」と述べ、質問への直接的な回答はなかったものの、特に問題視している様子は見せなかった。

ふるさと納税は近年、返礼品に乏しい都市部の自治体で税源流出が深刻化している。ゲーム会社は都市部に多く、返礼品として問題がないのであれば、都市部の自治体の返礼品として、ゲーム内アイテムの提供が増えていく可能性もある。

法人税法の裁判要旨は3981件(裁判要旨全体の約11%)、取消率は31.32%(全部取消率9.97%、一部取消率21.35%)と税目別では一番高く、却下がほとんどありません。この理由は不明ですが、もしかしたら代理人が就任している割合が関係しているのかもしれない。

件数が多いものとして、「損金の額の範囲及び計算」(役員給与、寄附金売上原価等)が法人税の約37%を占めており一番多く、更正、決定、質問検査権、青色申告、「その他の特例」(外国子会社合算税制、移転価格税制等)、「益金の額の範囲及び計算」、「所得の帰属」、「収益の帰属事業年度」に関するものが続いています。

今回は、法人税法を争点とする裁判要旨のデータをみてみたいと思います。

データで見る 税務争訟

■税理士 柳谷 憲司

4

件数最多は「損金の額の範囲及び計算」

法人税法を争点とするデータを分析

(令和7年6月18日現在)

争点	全部取消	一部取消	棄却	却下	不明	合計
納税義務者	11	10	44	—	—	65
所得の帰属	32	52	114	—	—	198
事業年度、納税地	—	—	1	—	—	1
収益の帰属事業年度	19	37	114	—	—	170
益金の額の範囲及び計算	40	73	170	—	—	283
損金の帰属事業年度	15	22	107	—	—	144
損金の額の範囲及び計算	131	380	960	—	—	1,471
圧縮記帳	—	1	12	—	—	13
引当金	—	1	19	—	—	20
繰越欠損金	1	—	30	—	1	32
特殊な損益の計算	1	3	26	—	—	30
税額の計算	1	5	82	1	—	89
申告、納付及び還付	—	1	16	—	—	17
青色申告	53	48	309	—	—	410
更正、決定、質問検査権	48	91	324	—	—	463
同族会社の行為計算の否認	—	3	18	—	—	21
外国法人に対する課税	1	—	11	—	—	12
清算所得課税	—	—	4	—	—	4
減価償却の特例	—	11	17	—	—	28
交際費等の特例	17	21	46	—	—	84
新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例	3	—	17	—	—	20
土地重課	1	3	17	—	—	21
収用等の場合の課税の特例	2	1	44	—	—	47
特定資産の買換えの場合の課税の特例	—	2	19	—	—	21
その他の特例	20	84	200	—	—	304
法人臨時特別税、法人特別税	—	—	2	—	—	2
その他	1	1	9	—	—	11
総計	397	850	2,732	1	1	3,981

は、取消率が45.24%(全部取消率20.24%、一部取消率25%)と高くなっています。反対に、「事業年度、納税地」、「圧縮記帳」、「引当金」、

「申告、納付及び還付」、「同族会社の行為計算の否認」、「清算所得課税」、「減価償却の特例」、「特定資産の買換えの場合の課税の特例」、

「法人臨時特別税、法人特別税」は、今まで1件も全部取消がなく、「減価償却の特例」以外は、一部取消率が全て平均を下回っています。



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度の個人事業者に対する消費税の調査等件数になります。

答え = 万件

ナンプレの予想難易度：8

	9		6		4		8	
7			5	8				9
				2	9			6
							A	2
								9
	8						B	
								7
1	2							
3				1	2			
9	1			4	6			5
	6		8		5		1	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 11月2日(日)

前回の答え 万者

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介
高松市福田町13番地3
TEL (087)821-3913



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

親子で工事現場見学会を実施

公共事業の役割と税の意義を学ぶ

公益社団法人札幌北人会青年部会(牧野克彦部会長)は、小学校の夏休み期間中、公共事業が社会に果たす役割とそれを支える税の意義や役割を施工中の現場で実感してもらうことを目的とした「夏休み親子で現場見学会」を実施し、親子13人とスタッフ9人の合計22人が参加した。この現場見学会は、札幌建設局が主催、北海道開発局札幌開発建設部(一社)札幌建設協会(公社)札幌北人会青年部会の共催で実施された。工事現場は「札幌第4合同庁舎新築工事」で、札幌市内に点在する北海道農政事務所および北海道運輸局の2官署を集約し、防災拠点施設の整備を図る工事である。



親子で現場見学会
札幌建設局が主催、北海道開発局札幌開発建設部(一社)札幌建設協会(公社)札幌北人会青年部会の共催で実施された。

税に関する絵はがきコンクール審査会を開く

成田法人会女性部会 山本署長らが出席



千葉・一般社団法人成田法人会(藤崎政弘会長)の女性部会(片岡愛子部会長)は9月26日、第11回税に関する絵はがきコンクールの審査会を開催した。当日は、審査員として藤崎会長、片岡部会長のほか、成田税務署の山本忠成署長ら同署幹部らが出席し写真。

今年も、同署管内の小学校14校から188枚の応募があった。

審査会では、応募作品の中から「女性部会長賞」「法人会長賞」「税務署長賞」など4賞と、入選50点の合計54点を選定した。

その後に行った山本署長と女性部会員の座談会では、女性部会員から、「毎年、女性部会員が成田署管内の小学校と日程調整をして租税教室を実施し、その復習として税に関する絵はがきコンクールの絵はがきを依頼している」など、取組状況について説明を受けた。

山本署長は、「租税教育など、さまざまな取組みにご尽力いただきありがとうございます。これからもご協力よろしくお願ひします」と感謝の意を述べた。

を聞いた後、安全チョッキとヘルメットを着用して工事現場内へと足を運んだ。工事現場では、建物の骨組みとなる鉄筋を動かさないようにしっかりと固定する「ハッカー」と呼ばれる道具を現場に向けて出発した。

また、建物に設置される各設備を稼働させるため、天井裏には様々な配線、配管、ダクトが敷設されていることを学んだ。最後に、高さ40メートルの建設に欠かせない超大型クレーンをパルクにみんなで記念撮影を行った。

閉会式では、子供たちが心を込めて作成した「お礼のメッセージカード」を施工業者の五洋建設株式会社工事所長に渡し、閉会となった。

高試算表や勘定科目の説明、取引における仕訳、元帳転記、試算表の作成、決算整理、損益計算書と貸借対照表をテーマに、税務調査等との関わりについて講話を行った。

また、中川税務署の西ヶ谷桂個人第一統括官が「税務と複式簿記」をテーマに、税務調査等との関わりについて講話を行った。

参加した多くの受講者らは、夜間にもかかわらず全日程を通し欠席もなく、複式簿記の概要を概ね理解し、修了証書を手にした。修了証書を手にした参加者からは、令和7年分から65万円特別控除にチャレンジしたいとの声が高かった。

新規開業者中心にインボイス制度など説明
富山青中会
富山青中会(田畑彰会長)はこのほど、富山商工会議所ビル内で新規開業者を中心に説明会を開催し、約50人の会員が参加した。

清水記推官は消費税の基本的な仕組みから2割特例を適用する場合の留意点、また令和7年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しなど詳しく説明。参加者は熱心にメモを取りながら受講していた。

11月19日開催 オンラインセミナー

契約書等の作成に携わる者と税理士のための 印紙税の基礎と税務調査対応

(アーカイブ配信あり)

契約書等の作成では、印紙税の課否判定が難しいだけでなく、誤った対応により税務当局から高額な過怠税を徴収された納税者も多くいます。また、印紙税は、税理士法において税理士の業から除外されているため、課否判定や調査の立合い等の経験が十分でない方も多いかと思ひます。このセミナーでは「印紙税の性格」から「課否判定を行うための基礎知識」そして「調査対策」まで、わかりやすく、調査経験も踏まえて説明します。

日時 2025年11月19日(水) 13:30~16:30
※研修時間: 3時間

受講方法 オンライン型
(ライブ配信と後日に提供するアーカイブ配信の両方を視聴できます)

【アーカイブ配信期間】
11月27日~12月11日

講師 税理士・名取和彦(なとり・かずひこ)氏
東京国税局課税第二部消費税課係長、課税第一部審理課主査、東京国税不服審判所副審判官、国税庁税務大学校総合教育部教授、成田税務署副署長、東京国税局総務部主任税務相談官、築館税務署長、大森税務署長等を経て、令和3年7月に退職、同年8月に税理士登録。

受講料 1名につき 15,000円
(税込・レジュメ代を含む)
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格12,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



創設60周年記念式典を
大國魂神社で開催
武蔵府中青中会
東京・公益社団法人武蔵府中青色申告会(相原博会長)はこのほど、府中市内の大國魂神社で創設60周年記念式典を開催した。式典には多数の来賓が参列し、節目を祝った。

相原会長は式辞で、青色申告制度が「自主的申告納税制度の中核をなす」とし、昭和40年の設立以降、会員数が6000人超に拡大した経緯を報告。「歴代役員の方々と関係機関の支援に深く感謝する。60周年を契機に、

式典では永年勤続者の表彰が行われ、来賓として武蔵府中税務署の三浦弘法署長、東京都府中支所長の葛西ゆかり支所長、全国青色申告会総連合の伊藤升吾会長らが祝辞を述べた。続く記念講演では衆議院議員の長島昭久氏が「日本の安全保障と防衛」をテーマに講演し、参加者は熱心に耳を傾けた。

豊かな経験、確かな技術。

DAIICHI
DAIICHI ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.

Ⓢ 大一電気工業株式会社
取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

なんでも相談していただける
金融機関を目指してまいります

いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201